特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
23	住民税非課税世帯等に対する生活支援臨時給付金に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
海老名市は、住民税非課税世帯等に対する生活支援臨時給付金に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	
特記事項	全職員が毎年セキュリティ研修を受講している。

評価実施機関名
神奈川県　海老名市長

公表日
令和6年1月25日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する生活支援臨時給付金に関する事務
②事務の概要	「令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和4年9月26日付府政経連第394号通知）」に基づく、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務を行っており、特定個人情報ファイルは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の場合に特定個人情報を使用する。 ①支給要件の審査等に関する事務
③システムの名称	住民税非課税世帯向け生活支援臨時給付金事務支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
生活保護情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第1の100の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）　第73条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第73条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（令和3年/内閣府・総務省/告示第1号）第5号 公的給付の支給の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条（「特定公的給付」に指定）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2（第121項） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第59条の4

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部　福祉政策課
②所属長の役職名	福祉政策課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	海老名市市長室文書法制課　〒243-0492　神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 電話　046(235)4542

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	海老名市保健福祉部福祉政策課　〒243-0492　神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 電話　046(235)4820

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　[　　] 内部監査	[　　] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数の時点 いつ時点の計数か	令和4年1月15日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年9月20日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数の時点 いつ時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和6年1月25日	評価書名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務　基礎項目評価書	住民税非課税世帯等に対する生活支援臨時給付金に関する事務　基礎項目評価書	事後	
令和6年1月25日	①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務	住民税非課税世帯等に対する生活支援臨時給付金に関する事務	事後	
令和6年1月25日	②事務の概要	「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業給付要領（令和3年12月21日付府政経連第423号通知）」に基づく、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務	「令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和4年9月26日付府政経連第394号通知）」に基づく、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務	事後	
令和6年1月25日	③システムの名称	住民税非課税世帯向け臨時特別給付金事務支援システム	住民税非課税世帯向け生活支援臨時給付金事務支援システム	事後	
令和6年1月25日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数の時点 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	
令和6年1月25日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数の時点 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	